

!!!「介護サービス情報の公表」について 以下3点の確認をお願いします!!!

介護サービス事業者には、介護保険法第115条第35条により、介護サービスの内容等を公表することが義務付けられています。

介護サービス情報の公表制度で行われる情報提供は、利用者が様々なサービスや介護サービス事業者に関する情報について比較検討を行い、その中からニーズに合致した事業者を選択できるように支援することが目的です。

介護サービス利用者に対し適切な情報を提供できるように、ご協力をお願いします。

1、事業所情報の変更があった場合、情報の公表も変更修正が必要です。

介護保険課に変更届の提出をしたが、情報の公表の変更修正をしていない事業所が多くあります。

(例) 事業所・施設の所在地、管理者の氏名、営業日や時間、定員数

2、情報の公表の「介護報酬の算定状況」と介護保険課に届出ている内容が同じか確認してください。

情報の公表システムを確認後、内容が違う場合は修正するようにしてください。

※**事業所の概要**→**介護報酬の算定状況**よりご確認ください。

3、職員の人数及び勤務形態が「加算取得」や「人員基準」上、適切な人員配置になっているか確認してください。

(例1) 通所介護事業所：個別機能訓練加算(1)口の場合、機能訓練指導員が2名以上いるか

(例2) 特定施設・特別養護老人ホーム：個別機能訓練加算の場合、常勤の機能訓練指導員がいるか

*下記より、ログイン画面に進むことができます。

奈良県ホームページ→組織から探す→本庁→福祉医療部 医療・介護保険局
→介護保険課→介護サービス情報の公表→事業者報告方法、ログイン画面へ→事業者報告サブシステム

※ID(事業所番号)パスワードは令和3年度の報告の際に送付しています。

※変更方法の詳細は事業所向けマニュアルをご確認ください。

奈良県介護保険課 介護事業係
TEL：0742-27-8532